

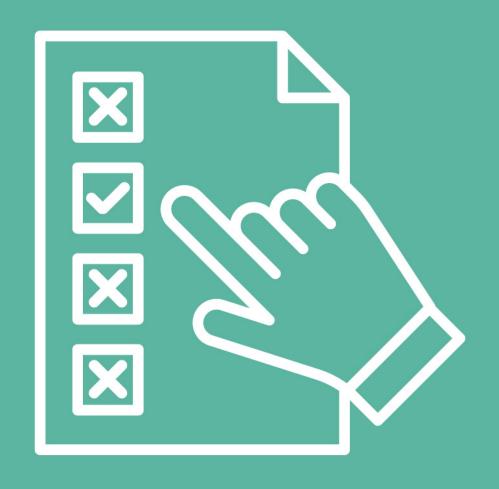
特定事業用資産の買換え特例

• 10 年超所有などの要件を満たした 事業用資産を売却して、一定の事業 用資産に買換えた場合



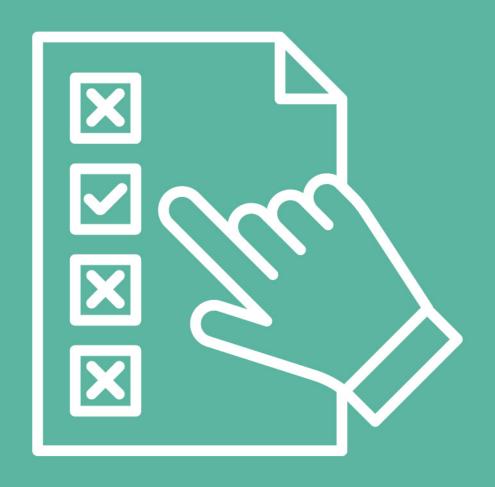
特定事業用資産の買換え特例

- 譲渡資産の譲渡価額
- 買換資産の取得価額 いずれか少ないほうの金額について 原則80%に相当する部分は課税の 繰り延べができる



特定事業用資産の買換え特例

事業用資産を譲渡し、所定の期間内に特定の資産を取得した際、その取得の日から1年以内に買い換えた資産を事業用とした場合に適用される



特定事業用資産の買換え特例

取得してから1年以内に事業に使用 しなくなった場合は、原則として特 例は受けられない



特定事業用資産の買換え特例

買換え資産が土地の場合には、原則、 譲渡資産となる土地の面積の5倍以 内であることが必要



- 等価交換事業のための特例
- 一定要件を満たせば、その不動産の 譲渡益の全部、又は一部に係る所得 税の課税を繰延べることができる



譲渡資産の譲渡価額が、買換え資産の取得価額以下の場合譲渡がなかったものとする



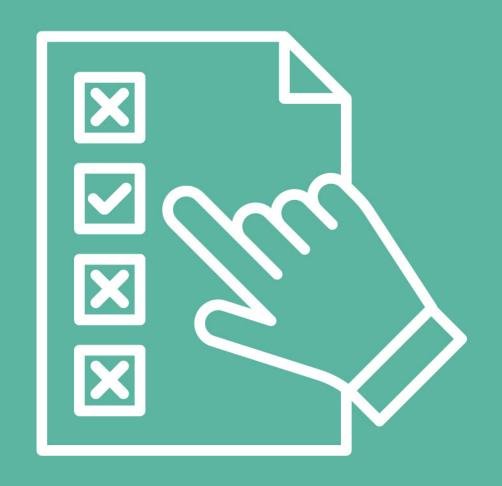
譲渡資産の譲渡価額が、買換え資産の取得価額を超える場合超える部分のみ譲渡所得があったものとする



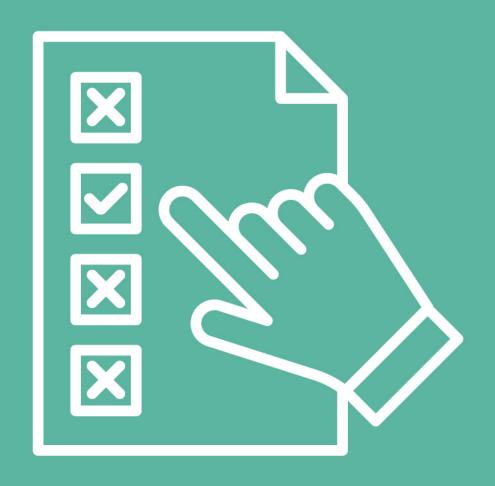
- 譲渡資産の要件
 - 三大都市圏の既成市街地、または これに準ずる区域内にある
 - 用途や所有期間は問わない



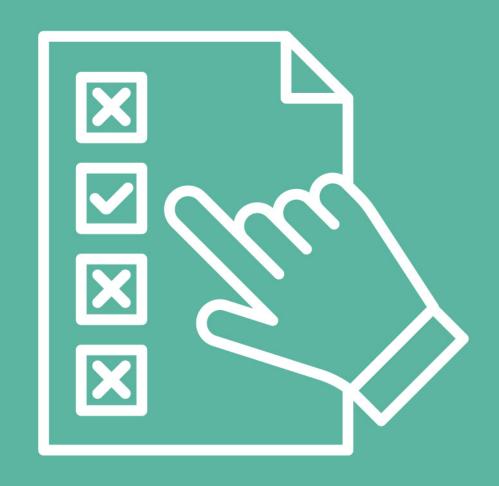
- 買換え資産の要件
 - 地上3階以上の中高層耐火共同住宅で、その建物の2分の1以上が住宅であるもの



- 買換え資産の要件
 - 取得の日から1年以内に、自己、 または親族の居住用、自己の事業 用・貸付用、同一生計親族の事業 用にすること



- 買換え資産の要件
 - 譲渡を受けた者、または譲渡者が 同一敷地内に建築したもの
 - 検査済証の交付を受けていること



- 買換え資産の要件
 - 買換え資産は譲渡年の 12 月 31 日までに取得しなければならない